



休業等の要請にご協力頂き感染リスクの低減に取り組む事業者の皆様への支援金について

道では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、

- ① 休業等の要請にご協力をいただくこと
 - ② 席の間隔をあけるなど、感染リスクを低減する自主的な取組を行うこと
- この2つに取り組む事業者の皆様を支援する制度について、その内容や受付期間等の検討を行っておりますが、

下記の期間中に、次のご協力を頂くことが支援の前提となります。

ご協力をお願いする期間

- ・ 遅くとも4月25日（土）から5月6日（水）まで

※感染症の状況により、休業等期間が延長される場合もありますが、この場合にも休業等の延長にご協力をお願いします。

休業等要請の対象施設の範囲

- ・ 特措法施行令第11条において定められている施設、例えばキャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールなどの遊興施設等、大学、専修学校、学習塾などの文教施設など。
- ・ 詳しくは、北海道「休業要請等について」ホームページに掲載した「施設の使用停止対象施設一覧」をご確認ください。

※URL <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/tkk/kyuugixyousei.htm>

ご協力をお願いする内容・支援額

- ・ 休業要請を受けた施設を休業すること

| | |
|-------|-------------|
| 法人 | 30万円 |
| 個人事業者 | 20万円 |

・ 支援対象の詳細は検討中です。決まり次第お知らせします。
・ 地域によっては今後市町村の上乗せ支援があります。

- ・ 酒類を提供する上記を除く飲食店において、酒類の提供時間の短縮（19時まで）を行うこと **10万円**（個人法人問わず）

ご注意

ご協力をお願いする期間中に、休業していたこと、酒類の提供時間を短縮していたことが分かる店頭告知チラシやメニュー、それらが入った施設の写真、自社のホームページの写し等が必要となる予定ですので、休業等中に保存・記録しておいて下さい。

※支援金の予算執行については議会の議決が条件となります。

お問い合わせ【休業要請専用ダイヤル】

- ・ 電話番号：011-206-0104 又は 011-206-0216